

# 監事監査報告書

2008年5月15日

学校法人 聖母女学院  
理事長 廣岡 洋子 殿

監事 北村 春江 ㊞  
監事 平井 智 ㊞

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定に基づき学校法人聖母女学院の2007年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監査の方針等に従い、理事会その他の重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧して業務及び財産の状況を調査しました。また、監査法人トーマツ並びに財務担当理事から監査の報告及び説明を受け、計算書類について検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示していると認める。
- (2) 学校法人の業務並びに財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

ただし、2007年度決算においては、帰属収支差額が39（百万円）の収入超過となりましたが、消費収支超過額においては依然として支出超過の状態が続いています。これについては、以下のことを鑑み早急に経営改善を講じることを望みます。

- (1) 学生生徒納付金収入が前年度と比較して約100（百万円）減少しています。これは学生生徒数の減少による影響ですが、学校経営の根幹を成すものでありますから、積極的な募集活動を行うなど減少化の歯止めを図っていただきたい。
- (2) 支出項目の大半を占める人件費が、学生生徒納付金収入の減少にも関わらず依然大きな割合を占めています。また、学生生徒数が減少しているにも関わらず、教職員数に変化が見られないのは非常な懸念材料であります。この状態では学校経営の根幹を揺るがすこととなります。早急に対策を講じていただく必要があります。

以上